

家畜伝染病発生時における資機材供給に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部（以下「乙」という。）は、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜伝染病の発生又は発生の恐れがある場合（以下「家畜伝染病発生時」という。）における必要な資機材の供給に関し、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神奈川県内における家畜伝染病発生時において、甲が乙から資機材を調達するために、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる家畜伝染病）

第2条 この協定の対象となる家畜伝染病は、殺処分等を必要とする緊急性の高い家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚コレラ、ニューカッスル病等緊急性が高いと判断される家畜伝染病）とする。

（協力要請）

第3条 甲は、家畜伝染病発生時において資機材を調達する必要があると認めるときは、乙に資機材の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由がない限り協力するものとする。
3 甲の協力要請の方法は、乙に対し、以下の事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等をもって要請し、後に文書を提出するものとする。

- (1) 協力要請理由
- (2) 必要資機材の種類及びその数量
- (3) 発生場所又は設置場所
- (4) レンタル（賃貸）期間
- (5) その他の必要事項

（資機材の種類）

第4条 資機材の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 埋却溝掘削用重機
- (2) 資機材輸送車両
- (3) テント
- (4) 照明器具
- (5) コードリール
- (6) 仮設トイレ
- (7) 簡易手洗い場
- (8) その他乙の取扱商品

（受渡し及び返還）

第5条 乙は、甲から資機材供給の要請があった場合の資機材の受け渡し及び、甲からの供給資機材の返却は、原則として発生場所又は設置場所で行い、その運搬は乙が行うものとする。

（供給資機材の消毒）

第6条 甲は必要に応じ、乙が供給した資機材に対し、甲及び乙が認める然るべき消毒を実施して返却するものとする。

（報告）

第7条 乙は、第3条の規定に基づき協力を実施した場合は、資機材の受け渡し場所ごとに、次に掲げる事項を記載した書面をもって、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等をもって報告し、後に文書を提出するものとする。

- (1) 資機材の種類、規格及びその数量
- (2) その他連絡事項

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する甲の連絡窓口は、神奈川県環境農政局農政部畜産課、乙については一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部とする。

2 協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方とも連絡責任者を定め、連絡責任者に変更があるときは、双方速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第9条 甲は資機材を供給した乙に対し、資機材の賃貸料を支払う。

2 前項の賃貸料は、家畜伝染病発生直前の適正な価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（情報交換）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく資機材の調達・供給が、家畜伝染病発生時に迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制と、可能な限り資機材の保有状況等についての情報交換を適時行うものとする。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に際し必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項、協定の実施について必要な事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

（効力）

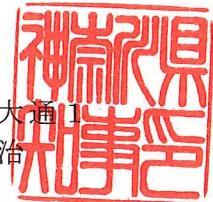
第13条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲又は乙が他の自治体又は法人と合併した場合、若しくは名称その他法人の資格が変更された場合は、当該業務を所管する法人がその地位を承継する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年1月23日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市神奈川区栄町2番地10
アール・ケープラザ横浜Ⅲ1103号
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会神奈川支部
支 部 長 金子 真紀子

